

岩倉市私立幼稚園等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の私立幼稚園（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人の認可を受けたもの（以下「学校法人」という。）に限る。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のうち学校法人又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）により設置されたものに限る。）（以下「幼稚園等」という。）の普及度の著しい格差を是正し、もって本市幼稚園教育の向上を図ることを目的として交付する私立幼稚園等助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び経費)

第2条 助成対象となる事業及び経費は、別表第1のとおりとする。

(助成額)

第3条 前条に定める経費に対する助成額の算出に当たっては、次に掲げるところにより算出するものとする。ただし、認定こども園にあつては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもを対象とするものとする。

(1) 園児数割	園児1人当たり	1,200円
(2) 学級数割	1学級当たり	28,000円
(3) 均等割	1園当たり	335,000円

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、私立幼稚園等助成金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 当該年度の歳入歳出予算書
- (3) その他助成金の交付に関し、市長が必要と認めた書類

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び条件を付した場合には、その条件を当該助成事業者に対し私立幼稚園等助成金交付決定通

知書（様式第2）により通知するものとする。

（助成事業の完了期限）

第6条 助成事業者は、当該決定に係る事業（以下「助成事業」という。）を交付決定の日から翌年3月31日までに完了しなければならない。ただし、助成事業が期限内に完了しないことが判明したときは、速やかに市長に報告し指示を受けなければならない。

（事業変更等の承認）

第7条 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（助成事業者の責務）

第8条 助成事業者は、助成の目的に従って誠実に助成の対象となった事業を執行し、幼稚園等の管理運営の健全化を図るよう努めなければならない。

（実績報告書の提出）

第9条 助成事業者は、助成事業が完了した日から20日以内にその成果を記載した私立幼稚園等助成金に係る実績報告書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、同条の実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容（第7条による承認をした場合は、その承認後の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、私立幼稚園等助成金の額の確定通知書（様式第4）により助成事業者に通知する。

（助成金の交付及び精算）

第11条 助成金は、助成事業が完了したのち、助成事業者の請求に基づき交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、助成金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

（決定の取消し）

第12条 市長は、助成事業者が申請書類に虚偽の事実を記載したとき又は助成の目的若しくはこの要綱の規定に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第13条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(助成金の経理)

第14条 助成事業者は、助成事業について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係書類とともに助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間これを保管しておかなければならない。

(報告等)

第15条 市長は、助成事業者に対し、助成事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

附 則

改正後の要綱は、昭和57年度の補助金から施行する。

附 則

改正後の要綱は、昭和58年度の補助金から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 私立幼稚園助成金交付要綱（昭和47年11月13日施行）に基づく、昭和58年度までの助成金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成23年度以降の助成額の算出について適用し、平成21年度及び平成22年度の助成額については、次表により算出するものとする。

		平成21年度	平成22年度
(1)園児数割	園児1人当たり	1,400円	1,300円
(2)学級数割	1学級当たり	30,000円	29,000円

(3)均等割	1園当たり	375,000円	355,000円
--------	-------	----------	----------

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

別表第1

助成の対象となる経費		
事業名	対象経費	助成割合(%) 及び額
設備等事業	(設備費等) 助成の対象となる設備品目 (別表第2による)	助成金の60%以内
職員研修事業	教職員の資質向上のための研修に係る機 械器具及び図書の購入に要する経費	助成金の20%以内
保健事業	園児の保健管理に従事する園医の委嘱に 要する経費(園医報酬分)	市が定める額
	園児の保健管理に要する経費(保健管理経 費)	助成金の20%以内

別表第2

助成の対象となる設備品目

区 分	設 備 品 目
園 具	机、腰掛、黒板、すべり台、ぶらんこ、低鉄棒その他園具
教 具	ピアノ、オルガン、大たいこ、小たいこ、タンブリン、シンバル、トライアングル、鈴、カスタネット、レコードプレーヤー、レコード、積木、紙しばい、紙しばい舞台、粘土板、ままごとセット、シャベル、じょうろ、飼育箱又はかご、植木鉢又は花びんその他教具
図 書	絵本、絵本以外の図書
一 般 備 品	簡易な医療器具、体重計、身長計、座高計、巻尺、検温器、水枕、幼児用ベッド、時計、温度計その他備品
その他の備品	砂遊場

様式第1（第4条関係）

年 月 日

岩 倉 市 長 殿

住 所
設置者名
幼稚園等名

年度私立幼稚園等助成金交付申請書

岩倉市私立幼稚園等助成金交付要綱に基づき、下記のとおり交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 助成交付申請額 金 円也

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 積算内訳書
- (3) 収支予算書
- (4) その他参考となる書類

様式第 1 - (3)

助成金交付申請額積算内訳書

年 5 月 1 日現在

区 分	助 成 基 本 額	備 考
園児数割	円 人 円 × =	市内園児数
学級数割	円 学級 円 × =	認可学級数を限度とする 園医補助を含む
均 等 割	円 円 × 1 =	
計	円	

園児数	満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
学級数	満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
	学級 ()	学級 ()	学級 ()	学級 ()	学級 ()
教員数	園長	教諭	助教諭	その他	計
	人	人	人	人	人

注(1) () 内園児数については、市内・市外を含めた数。

(2) () 内学級数については、実学級数。

(3) その他欄には、養護教諭、講師、事務職員等を含む。

様式第1-(4)

収 支 予 算 書

収 入

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
私立幼稚園等助成金		
計		

支 出

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
助 成 対 象 経 費		
	小 計	
対 象 外 経 費		
	小 計	
合 計		

- 備考 1 助成事業に要する収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください

私立幼稚園等助成金交付決定通知書

設置者名

幼稚園等名

年 月 日付で申請のあった 年度私立幼稚園等助成金について、岩倉市私立幼稚園等助成金交付要綱に基づき、下記のとおり交付する。

年 月 日

岩倉市長

印

記

1 助成金交付金額 金 円也

2 助成条件

- (1) 助成金の執行に当たっては、岩倉市私立幼稚園等助成金交付要綱の定めるところによらなければならない。
- (2) 助成事業により取得した財産については、助成金交付の目的に従って使用し、効率的運用を図らなければならない。

様式第2-2

請 求 書 (概算払)

金 _____ 円

ただし、 年度私立幼稚園等助成金

上記の金額を関係書類を添えて請求します。

年 月 日

設置者名

幼稚園等名

岩 倉 市 長 殿

様式第2－(3)

添付書類の省略調書

省略した書類

- 1 助成金の交付申請書及び添付書類（写）
- 2 助成金交付決定通知書（写）

上記の関係書類は省略します。

年 月 日

設置者名

幼稚園等名

岩 倉 市 長 殿

様式第3（第9条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

設置者名

幼稚園等名

年度私立幼稚園等助成金に係る実績報告書

岩倉市私立幼稚園等助成金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて実績報告書を提出します。

記

区分	設備等 事業費	職員研修 事業費	保健事業費		計
			園医報酬分	保健管理経 費	
私立幼稚園等助成金実績額	円	円	円	円	円

添付書類

- (1) 実績報告書に関する調書
- (2) 収支報告書
- (3) 外部証拠書類（領収書等の写）

様式第3-(3)

収 支 報 告 書

収 入

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
私立幼稚園等助成金		
計		

支 出

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
助 成 対 象 経 費		
	小 計	
対 象 外 経 費		
	小 計	
合 計		

- 備考 1 助成事業に要した収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第4（第10条関係）

第 号

私立幼稚園等助成金の額の確定通知書

設置者名

幼稚園等名

年 月 日付で実績報告のありました 年度私立幼稚園等助成金については、岩倉市私立幼稚園等助成金交付要綱に基づき、下記のとおり助成金の額を確定します。

年 月 日

岩倉市長 印

記

1 助成金の確定額 金 円也